

経済合理性だけで 片付けることができない 農村の営み、価値

平成31年度がスタートしました。

今年度は5月には平成から新元号に変わり、JAグループにとっても、5月末には農協改革集中推進期間の期限、9月末までには都道府県中央会は連合会に、全中は一般社団法人に組織変更するなど、大きな節目を迎えます。

そして今年、食料・農業・農村基本法が1999年に施行されてちょうど20年という節目を迎え、また、5年ごとの食料・農業・農村基本計画の見直しの年でもあります。

私の地元では、古くから住民参加で共同作業を行う主な行事が、年に3回あります。水路の草刈りや農道の整備など春・秋に行う「道普請（今は環境整備と言っている）」と、2月に行う「土手焼き（今は河川愛護活動と言っている）」であります。その他、ため池管理や水路の管理など、関係者のみでの共同作業もあります。

土手焼きは、地区別に割り当てられた河川敷の草を刈り、それを燃やします。われわれの地



中家 徹
(JA全中会長)

区では梅の開花とともに季節の風物詩であり、土手焼きが終わるとその後から、待ちかねたようにつくしが出来、春を迎えるわけです。

私も毎年参加して草刈りをしますが、改めて実感したのが農家の減少と高齢化であります。

草を刈るのは当然、草刈り機を持っている農家ですが、農家の減少と高齢化により、地区別に割り当てられる面積は毎年同じであるため、年々重労働になってきています。

今年も休憩時に談笑する中で、「いつまで頑張れるのか」という声も聞かれ、将来も引き続きこの伝統行事を継続していくか、不安視されます。

もしかすると、お金を出して業者をお願いすることにもなり

かねません。しかし、土手焼きの結果は同じでも、地区の住民が総出で汗を流し、地域を守ることには意義があり、これにより地域のコミュニティーが守られ、郷土愛が生まれます。

経済合理性だけで片付けることができないのが農村の営みであり、価値であります。今、全国の農村の伝統行事などでも、私の地元と同じような状況が起きています。特に過疎地域などは、神社を守る者がいなくなったり、村祭りなどが継承できなくなったりしており、残念でなりません。

食料・農業・農村基本法では、第2章第4節で農村の振興に関する施策として、農村の総合的な振興や中山間地域の振興などを項目として掲げており、国に必要な施策を講ずるように定めています。

食料・農業・農村基本計画の見直しに当たっては、食料・農業の視点はもちろんですが、現場の実態を十分理解した上で、農村をどう守り、発展させるかという視点も忘れずに議論する必要があります。